



植草学園大学 / 植草学園短期大学

## 特別支援教育研究センター

# ニュースレター



vol.2  
2016.2

植草学園大学・植草学園短期大学 特別支援教育研究センター  
〒264-0007 千葉県若葉区小倉町 1639 番 3  
TEL 043-239-9031 (代表) FAX 043-239-9088 (代表)  
TEL 043-239-2624 (センター) FAX 043-239-2700 (センター)

## 全国に先駆けて！

### 新設科目「障害のある子どものICT活用」開講

植草学園大学 発達教育学部 准教授

加藤 悦子



この授業では、通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校などに在籍する発達障害を中心とした障害のある子ども、特別な支援を要する子どもに対する支援方策としてICT活用の意義や指導方法を取り上げました。障害による困難性の改善・克服を図る基本的な知識や技能を養い、合理的配慮を講ずる手段としてICT活用の可能性を体験することを意図し、集中講義で4日間、先駆的に実践している下記の方々をお招きしました。

毎日、同じ二人一組で一台のiPadを協力して使用しグループワークも行い、授業場面での活用のプレゼンテーションまで達成することができました。また、ICTの活用は手段で、何のために、この場面で使うのかを考えることの重要性を先生方が指導して下さい、そこを大事にして活用したいという意欲を高めることもできました。

今年の八月、この授業の一部を読者の皆様にも聴講していただけるよう、公開講座として開講予定です。ぜひ、ご参加下さい。

① 8月24日

東京大学先端科学技術研究センター  
平林 ルミ先生



障害のある子どもの生活上・学習上の困難さとICT活用の意義・ICT活用の基本と配慮点などについて講義をまじえ、iPadそのものが持つ機能上の効果(アクセシビリティ)について学んだ。

② 8月25日

松江市立意東小学校 井上 賞子先生



教材作成上の配慮として、困難の背景の要素を分析した上で、困難部分の負担の軽減、多感覚の活用、得意なこと・好きなことの活用の大切さを、通級指導教室の事例から学んだ。

③ 8月26日 日立市立日立特別支援学校 内田 義人先生



特別支援学校での活用では、学習、活動、コミュニケーションの支援に分けて効果的なアプリの使用を演習した。子ども達を守るための機能制限や、PCとの効果的な組み合わせについても学んだ。

④ 8月27日

柏市教育委員会 庭野 公恵先生



書画カメラ、パソコンの有効な活用について学び、後半3～4名のグループで、通常の学級と、特別支援学校の授業で、どのようにICTを活用するか、場面を設定し、プレゼンテーション・模擬授業を行った。

# 障害者差別解消法について

植草学園大学 発達教育学部 教授  
渡邊 章



平成25年6月26日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が公布され、平成28年4月1日に施行されます。ここでは、障害者差別解消法はどのような法律であるのか、この法律が施行されるにあたってどのような取組が必要かということについて述べます。

## 1. 障害者差別解消法とはどのような法律か

この法律の目的については、次のように示されています。

「第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」<sup>1)</sup>

このように、この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置について定めている法律です。

障害を理由とする差別とは、障害を理由にして、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを指しており<sup>2)</sup>、このような差別を解消するために制定された法律であるということが出来ます。

行政機関等とは、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等を指しており、事業者とは、商業その他の事業を行う者を指しています。すなわち、この法律では、公的な機関及び民間の事業者における障害を理由とする差別を解消するため

の措置について定めています。

この法律で、国及び地方公共団体の責務については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。」<sup>1)</sup>としています（第三条）。

また、国民の責務については、「障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。」<sup>1)</sup>としています（第四条）。

## 2. この法律によってどのようなことが求められるのか

### 1) 社会的障壁を除去するための環境整備

社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指しています（障害者基本法第二条の二）<sup>3)</sup>。これらを除去するための環境の整備について、次のように示されています。

「第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」<sup>1)</sup>

ここに、「合理的な配慮」という文言がありますが、これが障害のある人への支援において重要なキーワードとなります。

### 2) 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

行政機関等における障害を理由とする差別の禁止については、次のように示されています。

「第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障

害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。』<sup>1)</sup>

このように、行政機関等の行う事務・事業において、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることは禁止されています。また、障害者から社会的障壁の除去を必要としているという意思表示があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならないとしており、法的義務となっていることが重要な点です。

### 3) 事業者における障害を理由とする差別の禁止

第八条では、民間の事業者における障害を理由とする差別の禁止について規定しています。そこでは、行政機関等と同様に、事業者がその事業を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。また、障害者から社会的障壁の除去を必要としているという意思表示があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、「必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。』<sup>1)</sup>という表現となっており、努力義務となっている点が行政機関等の場合と異なっています。しかし、必要かつ合理的な配慮の提供を求めていることに変わりはありません。

### 4) 基本方針・対応要領・対応指針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めなければならないとしています(第六条)。行政機関等については、職員が適切に対応するために必要な「対応要領」を作成することとしています(第九条、第十条)。また、各分野の主務大臣は、事業者が適切に対応するために必要な「対応指針」を定めることとしています(第十一条)。

## 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

この法律では、次のような支援措置についても定めています。

### 1) 相談及び紛争防止のための体制整備

国及び地方公共団体は、「障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。』<sup>1)</sup>としています(第十四条)。

### 2) 啓発活動

国及び地方公共団体は、「障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げ

ている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。』<sup>1)</sup>としています(第十五条)。

### 3) 情報の収集・整理・提供

国は、「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。』<sup>1)</sup>としています(第十六条)。

### 4) 障害者差別解消支援地域協議会

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために、国及び地方公共団体の機関は、地域の関係機関によって構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとしています(第十七条)。

## 4. 障害のある人への支援において求められること

この法律は、障害のある人のこれからの生活に大きな影響を与えるものであるとともに、障害のある人への支援にあたる立場の人にとっても、きわめて重要な法律であるということが出来ます。

この法律で示されているように、「合理的な配慮」を提供することが、障害のある人へのこれからの支援においてたいへん重要なこととなってきます。そして、障害のある人への「合理的な配慮」は、一人ひとりによって異なってくると考えられます。それだけに、障害のある人への支援にあたる立場の人、例えば、教育関係者、保育関係者、障害福祉関係者等は、どのようなことが「合理的な配慮」にあたるのかということについて、情報の収集を行ったり、事例の研究を行ったりするなど、日頃から理解を深めていくことが大切となります。

なお、平成27年11月26日には、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について(通知)」が出されており、現場の先生方に関わる「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の具体例についても触れられていますので、ぜひこの対応指針についてホームページ<sup>4)</sup>を参照してください。

### 〈参考文献・引用文献〉

- 1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 2) 内閣府. 障害者差別解消法リーフレット
- 3) 障害者基本法
- 4) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について(通知)  
([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/11/24/1364727\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/11/24/1364727_01.pdf))

# インクルーシブ保育について

一どの子どもにもうれしく・共に学び合う保育のためにー

植草学園大学 発達教育学部 准教授

広瀬 由紀



## K市を視察して

先日、関西にあるK市へ視察に行く機会があった。秋晴れのすがすがしい陽気のなか、紅葉が見ごろとなっていた美しい山々をのぞみながら、市内の公立幼稚園を複数参観し、保育者へインタビューをさせていただいた。以下は、視察の中で印象に残った午後のクラス活動の場面である。

クラス担任が、テラスにある荷物を取って戻ってくるように、子どもたち全体に声をかけた。子どもたちの大半が、自分で荷物を取って部屋に戻ってきたが、3人くらいの子どものみがテラスに残っていた。そこに、園庭にいた特別支援ルーム担任が、さりげなくその子どもたちの近くに行き、個別に声をかけながら、一緒に必要な荷物を確認し、部屋まで一緒に付き添った。5分程度のばらつきはあったものの、全員が部屋に戻った。部屋では、子どもたちが支度を整えると、クラス担任が中央に子どもたちを集めて絵本を読み始めた。少し離れた場所でその様子を見ている子どももいた。さらに離れたところでは、一人の子どもと特別支援ルーム担任と一緒に確認しながら支度を行っていた。支度が終わって、その子どもがクラス担任のところに行くと、特別支援ルーム担任はそっと部屋から出て、園庭やテラスの子どもたちに声をかけた。

とても自然な光景だった。特別支援ルーム担任が部屋に入ることは、クラス担任および子どもたちにとっては「特別」ではなく「日常」であるのだろう。特別支援ルーム担任に対して、子どもたちは誰一人声を挙げることなく受け入れ、働きかけに応じ、自分たちのやるべきことがあればそちらに集中する様子が見られた。クラス担任も、特別支援ルーム担任と目配せこそするが、直接会話を交わすということもなく、それぞれの役割を進めている様子であった。

「特別支援ルーム」という言葉に耳慣れない印象を持たれる方も多いのではなかろうか。K市の公立幼稚園では、対象となる幼児がいれば「特別支援ルーム」というものが設置される。ここでいう「対象となる幼児」とは、手帳の有無にかかわらず、基本的には認知面と行動面で困難を抱える子どもが中心となる。対象となる幼児の決定には、各園の園長がルームでの援助が必要と感じた際に保護者と面談し合意を得る場合と、保護者からの申し出の場合とがある。特別支援ルームは、以下のような特色を備えている（以下、K市のHP資料より）。

- 普通教室とは別に専用の部屋を設けている。  
\*機能的には普通教室と同じ
- 対象園児が概ね5名を1学級として設置し、1学級につき1名のクラス担任を配置する。
- 複数学級がある場合でも、部屋は1部屋を共有する。
- 対象園児は通常学級に所属している。登園時には通常学級へ一旦入り、園児の支援状況に応じて、別室で指導を行う場合もある。
- 特別支援ルームでは同時に複数の園児を指導したり、個別の課題に応じて一人ずつ指導したりする等柔軟に運用する。

後のインタビューでは、特別支援ルームがその子どもを十分に知ることでできる時間と空間につながっていること、また、日常保育で子どもがづらくなったときのリソースルームとして活用できること、などの利点が話された。なお、特別支援ルーム担任は、他のクラス担任と同様に、幼稚園に勤務する保育者の中で園の考えに基づき決まる。双方のクラスとも担当した方へのインタビューの中で、「以前は、配慮を要する子どもに対して他の子どもと同じように行動してほしい、という願いを持って関わっていたが、特別支援ルームの担当となりその子どもに寄り添う支援を考えるようになって以降は、その子どもの過ごしにくさを最小

限にするための手立てをクラス全体の運営に反映させていくことが結果として、クラス全体のわかりやすさにつながっていくことを実感した」ということを語っていたことが記憶に強く残っている。

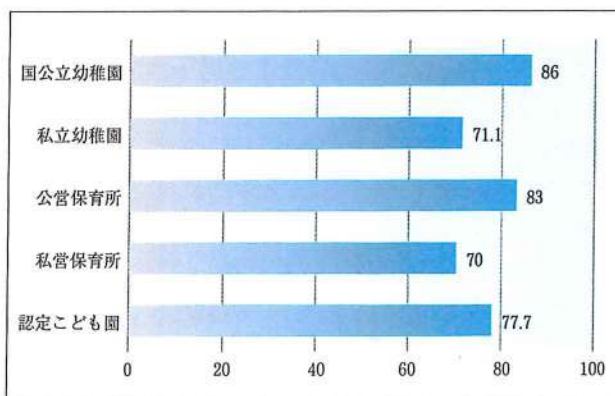
## 「インクルーシブ保育」について

本原稿の依頼を受け、改めて「インクルーシブ保育とは？」と考えた。というのも、「インクルーシブ保育」という言葉は、近年、学会などで散見されているが、特定の定義などは示されていない。一体どのようにとらえ、表していけばよいものか……。

我が国では、2014年に障害者権利条約を批准したことにより、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム構築」が喫緊の課題として認識されている。インクルーシブ教育システムとは、本ニュースレターの第1号に記載されているとおり、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な『合理的配慮』が提供されること等が必要とされるシステム」と考えることができる。

さて、幼児期の保育・教育の現状に目を向けて考えてみたい。少し前の資料となるが、平成18年の身体障害児・者実態調査および平成17年知的障害児（者）実態調査によれば、身体障害のある子どもの47%、知的障害のある子どもの24%が、保育所や幼稚園に通っているという。それに加え、小・中学校で発達障害等の疑いのあるとされる児童生徒6.5%の大半は、その幼児期を幼稚園や保育所で過ごしていることが予測される。また、別な角度から見てみると、表1で示す通り、7~8割の保育所や幼稚園等で、配慮を要する子どもがいると報告されている<sup>1)</sup>。相当数の障害のある子どもたちが、地域の保育所や幼稚園で障害のない子どもたちとともに過ごしていることがわかる。

表1 特別支援を要する子どもの比率 (%)<sup>1)</sup>



では、「現在展開されている保育＝インクルーシブ保育」であるかといえ、そうとは言い切れないのも現状であろう。保育現場では近年「気になる子ども」という言葉が多く聞かれるようになり、保育者がそのように捉える子どもに対してどのように対峙したらよいか苦慮しているという報告も多い。多様な子どもたちを前にしたとき、その子どもたちとともにどのような保育を展開していこうかと“創造”に力を注ぐというより、その子どもたちがいることによって生じる“何か”に思いを巡らせている保育現場が多いように感じる。すなわち、現在展開されている保育は、障害の有無にかかわらず一緒に「いる」状況ではあるが、それが「共に学ぶ」ことにつながっているかどうかという点においては、いくつかの課題を抱えている状態であると捉えられる。

以上を踏まえて、「インクルーシブ保育」という言葉には、学童期以降と同様に、子どもの教育的ニーズに応じた多様で連続した学びの場を整えるという意味も当然含むが、すでに障害の有無にかかわらず保育所や幼稚園等の地域の機関で「共に過ごしている」状況下で、「共に学ぶ」ための「必要な（合理的）配慮がいかに提供されるか」という意味を強く含んでいるように感じるのである。そして「必要な（合理的）配慮」は、今から改めて特別な配慮を講じるということではなく、「一人ひとりに応じた指導」という幼児期の教育・保育が積み上げられてきたものと連続して考えていく必要があるだろう。同時に、単なる方法や技術レベルで捉えられるものではなく、保育理念や園内外の諸体制と併せて考える必要があるとも感じる。

## 本学でのインクルーシブ保育研修会から

本学では、昨年度よりインクルーシブ保育に関する研修会をプレも合わせると計4回開催した。研修会では、計5園（保育所2園、幼稚園3園）に実践発表をお願いし、貴重なお話をうかがう機会となった。詳細は、是非、本学ホームページ上にある「特別支援教育研究センター」内の「特別支援教育情報データ・ベース」を参照いただきたいと思うが、どれも力強い実践ばかりであった。先に述べた幼児期の保育・教育における合理的配慮の提供と絡めて、5つの発表を通して考えたことを以下に述べていきたい。

### 【子どもへの温かいまなざし】

5園すべての発表に共通することは、「子どもへの温かいまなざし」であった。それは、子どもの行動やエピソードに対して、肯定的にその子ど

もを受け止め、共感的に関わろうとする園や保育者の思いと重なる。その子どもの得意なことや好きなことは何か、園での生活が安心できているのか、遊びが充実しているかなど、その子ども自身の興味関心を見つめて保育を考えていこうとする実践ばかりであった。例えば、「机の上に乗る」「順番が待てない」「かんしゃくを起こして床につばを吐く」など、一見すると保育者が「困った」と感じかねない行動についても、「困っている」のは本人であるという問題意識のもと、その前後の文脈を読みとりながらその子どもの過ごしにくさを探り、仮説を立てて、環境や保育者の具体的な援助等、保育する側がどのようにその子どもに寄り添えるかを模索していた。

また、一人ひとりの今を大切に、保育や関わりを考えている発表が多かったことも印象深い。「できる」「できない」という行動目標の達成度で子どもを捉えるのではなく、その子どもの園生活における充実度を考えるまなざしである。例えば、保育では、食事やおあつまりなど、集団で行動する場面がいくつかある。その際、一緒に座って待つ、保育者の近くに集まるなどの「みんなと同じ行動」を求めるのか、食事が美味しくとれる、絵本に関心を向けているなどの「活動への興味や関心」に目を向けるかによって、保育者の関わりにも違いが生じてくる。発表では後者に重きを置いて、子どもの状況や状態によって、今その子どもにとって必要なことは何かを常に問いながら、活動に向かうプロセスを柔軟に変化させたり、環境を調整してみたりとさまざまな工夫をされていた。

このような温かいまなざしのなかで、子どもたちは、自分が受け入れられているという安心感を拠り所に、保育者と愛着を築いたり、自分なりの遊びを模索したり、友だちへ興味を抱いたりするなど、活動を広げたり深めたりする姿につながっていく様子も併せて伝えられた。

### 【環境面での工夫】

環境面での工夫についても、実践発表から多くの示唆を得た。例えば、写真1・2のように空間そのものを工夫している場合がある。写真1では、部屋に畳を敷いて区切り、そこを絵本スペースとして子どもたちに示している。他の遊びの空間とは少し離れている場所で、その時々に応じて、一人で静かにもしくは友だちと一緒に本に親しむ様子が見られたという。写真2は、子どもたちが日常過ごすクラスの向かいにあったランチルーム（給食が運ばれてくるための部屋）を活用



写真1 絵本スペース



写真2 教室の向かい部屋

した例である。子どもの気持ちが高揚したときや不安が高いときなどに、クールダウンしたり、少人数の友だちと楽しく遊んだりできる空間として保育の中で必要に応じて柔軟に活用していた。いずれの場合も、園や保育者の創意工夫に基づき、環境を整えてその空間が持つ意味を子どもたちにわかりやすく伝えたり、必要に応じて既存の空間を見直して活用したりすることで、子どもたちがより過ごしやすくなっていった。

また、子どもたちへ伝える手段として、環境を工夫している例もあった。写真3や4は、一日の流れや荷物の整理について見てわかるように示したもので、言葉という耳からの情報だけではなく、目からの情報も活用しつつ子どもたちに伝える手段である。実際の例として、入園以降数か月泣き続けていた子どもが、一日の流れを視覚的に示したところ、「これでわかった」と言ってその後2、3日で泣かなくなったという話も聞かれた。

環境を手がかりとして伝えることにより、子どもたちの生活のしやすさは全体的に向上する機会が多い。しかし発表では、環境を道標に、子どもたちが大人の意図に沿って行動してくれることに、保育者が慢心してしまう場合があることにも触れている。子どもたち自身が考えて行動することを支えるための環境であればよいが、保育者が



写真3 一日の主な流れ

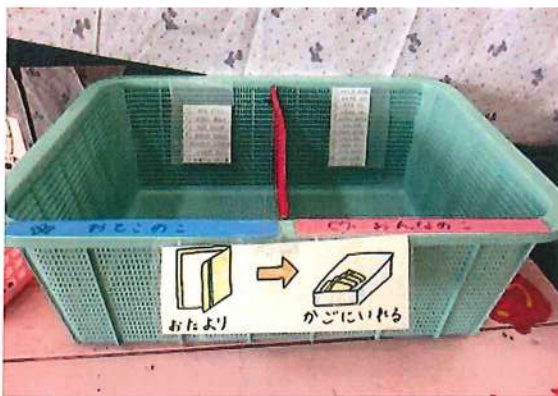


写真4 おたより帳を入れるかご

管理するための環境になっているのだとすれば、そこは見直しが必要となるであろう。実際に、年度初めに、教室に集まるときに使用していたビニールテープの枠を、子どもたちの成長に合わせて外していくという話もあった。「今のこの子どもたちに必要な環境かどうか」を常に問いながら整えていくことが重要であると改めて感じる。

### 【友の存在】

友という視点を必ず含んでいる、ということも今までの実践発表における、大きな特徴であったのではないかと感じる。

例えば、何らかの理由で部屋にいられなくなった子どもが、外に出ようとまさにドアに手をかけようとしたとき、みなさんならどのように声をかけるだろうか。「出てはいけない」と未来の行動予測に基づいて抑制や禁止の声をかけるのか、「よく今まで部屋で聞けていたね」と今までの行動をねぎらい本人なりの頑張りを称賛するのか等、その場の判断が求められるだろう。判断した声かけを振り返るとき、「その子どもにとって適切であったか」と同時に「周囲にその状況がどのように映っているのか」という双方の視点を持っている

発表が多かったことが印象的である。日々「いけない」と声をかけられる子どもと「頑張っているね」と声をかけられる子どもとでは、一つひとつの場面は瞬時に過ぎていくものの、場面が蓄積されていく中で周囲の子どもたちがその子どもに抱く印象には、少しずつ違いが出てくるだろう。子どもが見せる行動は唯一であっても、それを見る周囲のまなざしによって解釈は何通りにもなる。

また多くの発表で、保育者が感じているその子どもの「魅力」を、どれだけ周囲の子どもたちとシェアできているかという面も意識して実践されていることも感じた。一人ひとりの得意なことや好きなこと、保育者が感じるよさなどを積極的に他児へ発信し、「あっ！こんな素敵なお面があるんだね」などの気づきや「もっと知りたい！近づきたい！友だちになりたい！」という気持ちの芽生えを丁寧に育てていた。誰一人として同じ人はいない中、子どもそれぞれが他児をどのように捉え理解していくのかというプロセスにおいて、保育者は重要な役割を持つ。障害の状態や程度などを理由として担当の保育者だけがその子どもを抱え込む必要は全くなく、むしろその子どもの味方子どもたちの中で増やしていくことにより、保育者の手から子どもたちは次第に離れていく。保育者の手を離れた子どもたちは、葛藤や共感を繰り返しながら、互いに学び合い育ち合う様子が実践発表においても大いに語られた。このような子どもたちの姿は、「共に育ち合う」という意識を高く持って実践に取り組まれていることの現れだろうと感じた。それは、「同じ場に一緒にいる」とは質の異なる、子どもたちどうしの学びとしての育ち合いとして捉えることができるだろう。

### おわりに

幼児期の教育・保育では、一人ひとりに応じた指導を基本としつつ、集団での生活を行うという場の強みを生かして、子どもが安心できる状況の中で、環境や周囲に十分に関わりながら、発達を全体的に促していく。一人ひとりの感じ方や学び方の多様性を認識しつつ、幼児期の教育・保育が元々持っている強みを生かしていくことが、結果としてどの子どもにも嬉しく、互いに学び合える生活につながっていくと考えている。

### 【引用文献】

- 1) ベネッセ教育総合研究所 (2014). 第2回 幼児教育, 保育についての基本調査 [2012年]. pp.61-62.

## 発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業

選定大学：京都教育大学、兵庫教育大学、愛媛大学、香川大学、植草学園大学・植草学園短期大学、  
埼玉大学、筑波大学、名古屋大学、広島大学、早稲田大学、鳥取大学、愛知教育大学

植草学園大学・植草学園短期大学の教育モデルが文部科学省に認められました！

発達障害等のある子ども・全ての子どものための  
よりよい保育・教育の追求

### 幼稚園・保育所の力に！

- ★発達障害の有無にかかわらず、どの子どもも共に楽しめる保育・教育を展開する力！
- ★早期支援・関係機関との連携、保護者支援の在り方を学生時代から真剣に学びます！

我が国で唯一の  
保育者・教員養成

### 小学校の力に！

- ★学校教育の基本は学級経営・授業！
  - ★発達障害等のある子どもを含む学級経営・授業づくりの在り方を学びます！
- そして、ICTの活用による発達障害支援を真剣に学びます！

平成28年11月26日（土）文部科学省委託事業『最終報告・発表会』  
著名な講師の先生をお招きする予定です。案内は10月初旬発送を予定しています。  
多く先生方のご参会をお待ちしています！

## アクセス

本学へお越しの際には駐車場（無料）がご利用いただけます。  
（但し、駐車場には限りがございます。）

### バスをご利用の方

- ・都賀駅東口ちばシティバス 4番乗り場より「植草学園」行きバスで約15分
- ・千葉駅東口ちばシティバス 11番乗り場より「植草学園」行きバスで約30分

### モノレールをご利用の方

- ・千城台北駅下車 徒歩約10分

### 所在地

〒264-0007  
千葉県千葉市若葉区小倉町1639番3  
植草学園大学/植草学園短期大学



## 編集後記

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が4月1日から施行されます。今号ではそれにかかわる合理的配慮とインクルーシブ教育について論説いたしました。これにより、障害のある子どもたちをとりまく環境は大きく改善されていくことでしょう。しかし、法が適切に実施されていくためには、それが周知されること、保育、学校現場で浸透させていくための人の力が必要です。特別支援教育研究センターでは、これからも、全ての子どもたちの自立と持てる力を発揮できる環境の推進に向けた情報発信に努めてまいります。